

税務、税関および労務に関する最新情報

2018年1月

JAN

02

03

APR

05

06

JUL

08

09

OCT

11

12

Contents

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の内容に関する重要な最新のガイダンスについてご案内させていただきます。



付加価値税および法人所得税に関する政令146/2017/ND-CPでの改正事項。



輸出入関税の現行規定に関する疑問に対する税関当局の回答。



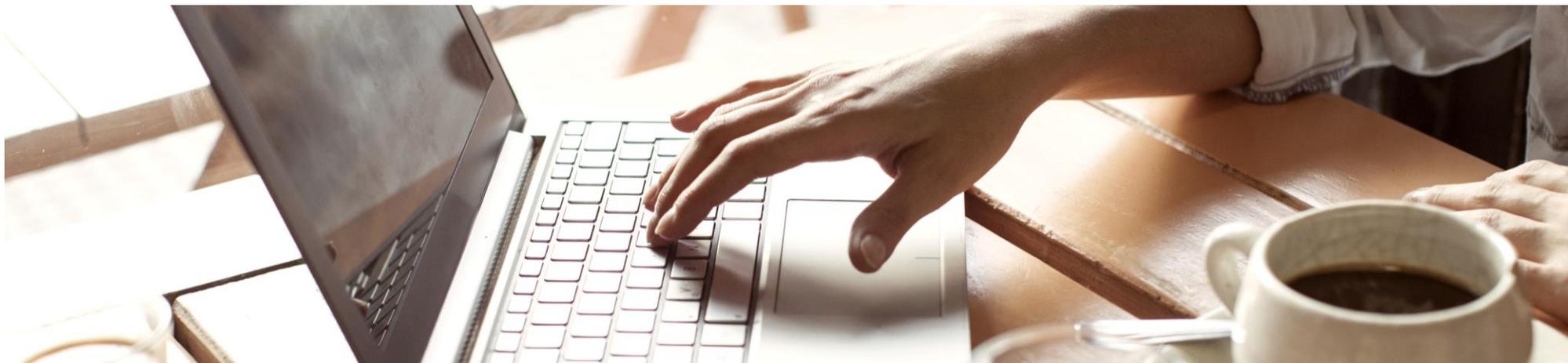
輸出製品製造のための輸入物品を破棄する場合の税務処理。



外国会社の外国人駐在員事務所長は労働許可証免除対象外。



1,000億VND以上の機械を輸入する投資プロジェクトへの付加価値税の納税期限延長。



1. 付加価値税および法人所得税に関する政令146/2017/ND-CPでの改正事項

付加価値税および法人所得税の施行細則となるDecree 100/2016/ND-CPおよびDecree 12/2015/ND-CPを改正・補足する2017年12月15日付け政令Decree 146/2017/ND-CPが発行されました。注目すべき内容としては、以下の点が挙げられます。

- 天然資源、鉱物資源の比率が51%以上を占める輸出物品が付加価値税率0%の適用対象として追加されました。具体的には、以下が追加されました。



自社が直接に開発した天然資源・鉱物資源を加工、または、加工を他社へ外注して、その加工過程において異なる製品となったものをその後引き続いて加工して輸出製品となった製品。



自社が購入した天然資源・鉱物資源を加工、または、加工を他社へ外注して、その加工過程において異なる製品となったものを引き続いて加工して輸出製品となった製品。

- 輸入した物品を非関税区へ輸出する場合、および、輸入した物品を外国へ輸出する場合が、輸出企業に対する付加価値税還付の対象として追加されました。以前の規定では、「輸入して輸出する」場合は、付加価値税還付の対象になっていませんでした。

- 法人所得税の損金算入が認められる費用から一度外された生命保険の保険料が改めて追加されて、その生命保険料と、任意年金保険への保険料引当金および支払保険料に対して損金算入が認められる上限額が労働者1名当たり月次1百万VNDから3百万VNDへと上げられました。

Decree 146/2017/ND-CPは、2018年2月1日から施行されます。

2. 輸出入関税の現行規定に関する疑問に対する税関当局の回答

輸出入関税法の実施に関していくつかの省および中央直轄都市の税関局から寄せられた疑問に対する税関総局の回答が2017年11月20日付けガイダンスOfficial Letter 7599/TCHQ-TXNKとして発行されました。

❖ ダumping防止税、相殺関税、緊急関税、環境保護税について：

輸出製品製造のための輸入原料に対して、緊急関税、相殺関税、ダumping防止税は、輸入関税と同様に適用されます。従って、輸入関税の免税要件を満たしている輸出製品製造のための輸入原料に対しては、緊急関税、相殺関税、そして、ダumping防止税も免税されます。

❖ 加工契約対象の原料を異なる加工契約の対象とする場合の免税適用について：

加工契約の契約期限が終了した場合、加工のために輸入した原料を再輸出せずに、異なる加工契約の対象とする場合、規定に従いみなし輸出入の手続きを実施すれば免税されます。

❖ 外国で加工するために材料を輸出して加工後の製品を輸入した場合の輸出関税還付について：

外国で加工するために材料を輸出して加工後の製品を輸入した場合の輸出関税還付に関する規定は現行法にはありません。

❖ 輸出製品製造のために輸入する原料の輸入関税免税を受ける場合の現地検査について：

輸出製品製造のための輸入物品に関わる製造現場での現地検査は、輸出製品製造のために輸入する原料・資材・機械・設備の輸入関税免税を最初に受ける機関・個人に対してのみ実施されます。

3. 輸出製品製造のための輸入物品を破棄する場合の税務処理

輸出製品製造のための輸入物品を破棄する必要がある場合の税務処理に関するガイダンスが、2017年12月13日Official Letter 8127/TCHQ-TXNKとして税関総局から全国の税関局宛てに発行されました。これによれば、税務処理は以下の通りです。

輸入関税について：

輸出製品製造のために輸入した原料・資材・部品の使用用途が無くなり破棄する必要がある場合、あるいは、輸出製品製造のために輸入した原料・資材・部品で半製品・製品となったが仕損品となってしまう破棄する必要がある場合、輸入関税の申告・納税を行う必要があります。

付加価値税について：

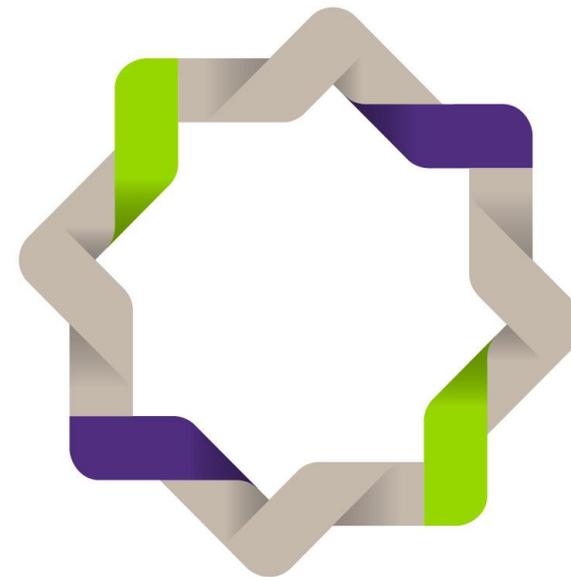
輸出製品製造のために輸入した原料・資材・部品の使用用途が無くなり破棄する必要がある場合、あるいは、輸出製品製造のために輸入した原料・資材・部品で半製品・製品となったが仕損品となってしまい完全に破棄する必要がある場合、付加価値税の納税は不要です。

輸入物品を破棄しても使用価値が残っておりベトナムで消費される場合には、付加価値税法の規定に基づいて付加価値税の納税をする必要があります。

4. 外国会社の外国人駐在員事務所長は労働許可証免除対象外

外国人の駐在員事務所長に対する労働許可証に関するガイダンスが、2017年11月27日付けOfficial Letter 1246/CVL-QLLDNNとして労働・傷病兵・社会省から発行されました。

これによれば、在ベトナム駐在員事務所長となる外国人は、国際機関またはNGO（非政府組織）の駐在員事務所長の場合にのみ労働許可証が免除されます。外国会社の駐在員事務所長であれば、労働許可証を取得する必要があります。



5. 1,000億VND以上の機械を輸入する投資プロジェクトへの付加価値税の納税期限延長

1,000億VND以上の輸入機械に対する付加価値税の納税期限に関するガイダンスが、2017年11月8日付けOfficial Letter 7292/TCHQ-TXNKとして税関総局から発行されました。注意すべき内容として以下のような点が挙げられます。

付加価値税納税期限の延長が適用される対象について：

現行の規定によれば、投資プロジェクトのために合計1,000億VND以上の機械・設備を輸入する場合、当該投資プロジェクトの固定資産を形成する輸入機械・設備に関わる付加価値税の納税について、規定に基づく納税期限日から60日の猶予期間を申請する権利を持ちます。

付加価値税の納税期限延長対象リストについて

投資プロジェクトの固定資産を形成する機械・設備を複数回に分けて輸入する場合、最初の輸入時に、自社で作成した納税期限延長の申請対象輸入貨物リストを併せて提出する必要があります。



税務、その他御社事業活動に関わる法令に関するアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata) Director – Japanese Desk

D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 28 3910 9238
E hmy.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com